

証券コード 3409

平成28年6月9日

株主各位

石川県白山市福留町201-1
北日本紡績株式会社
取締役社長 仲 治 文 雄

第93回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 石川県金沢市此花町6-10
金沢都ホテル7階 鳳凰の間「西」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ktbo.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出、生産ともに上向きつつありますが、本格的な回復には至っておらず、堅調な雇用・所得情勢にかかわらず、個人消費は弱含みが続いております。海外に目を向けても全体的には緩やかに回復しておりますが、新興国を中心に減速感が強まっており、日本経済の回復の足かせになっております。

(繊維事業)

繊維景況は、衣料関係については暖冬の影響を受け冬物の販売が低調であった為、引き続き春物商品の販売も低調に推移しております。百貨店の売上は2月がプラスに転じたものの、うるう年の影響と外国人観光客の購買による一時的なものとなっております。ユニフォーム、ワーキング分野は在庫過多になっており、引き続き低調に推移しておりますが、今後は徐々に回復していくものと考えられます。インテリア業界は、住宅リフォーム件数が増加している影響もあり、カーテンなどは堅調に推移しております。産業資材用途では、好調であった土木用途向けが一段落し、自動車関係は好調な海外向けと比較して国内向けは低調に推移しております。

当社の産業資材分野では、主力商品でありますアラミド繊維（高機能難燃繊維）・高強力繊維ともに、土木関連資材及び自動車関連資材などの受注自体は比較的堅調に推移しており、アラミド繊維全体の売上は前連結会計年度に比べ8,838千円増加し、232,821千円となりました。また、一般衣料紡績糸は、高機能インナー用途向けが暖冬の影響を受け生産調整を行ったため、減少しましたが、民間ユニフォーム向け原着糸の受注が増えたことと、新規販売先も増えたことにより21,592千円増加し237,456千円となりました。

繊維事業の当連結会計年度は、売上高470,277千円、営業利益8,458千円となりました。

(環境事業)

平成27年12月から新規事業として環境事業を開始しております。当該事業は、主力商品「カラム」(特殊パウダー入りポリエチレン)及び「カラム」が組み込まれた商品を販売・設置することが主たる業務であります。

「カラム」は水処理に係る塩素臭、スケール(鉱物系付着物)、スライム(バクテリア系付着物)の諸問題を解決、あるいは付着軽減を図りながら、併せて水・燃料の節減ができる画期的な素材であります。

販売対象先として、プールや温浴施設、病院、介護施設、機械工場を中心に営業活動を行っておりますが、試験導入により効果を確認しながらすすめていることもあり、環境事業の当連結会計年度は、売上高545千円、営業損失1,900千円となりました。

以上の結果、当社グループ(当社及び連結子会社)の業績は、売上高は前連結会計年度に比べ30,976千円増加し、470,823千円となりました。営業利益は6,558千円(前連結会計年度は2,185千円の営業損失)、経常利益は1,405千円(前連結会計年度は9,940千円の経常損失)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は5,024千円(前連結会計年度は676,359千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

当期の配当につきましては誠に遺憾ながら引き続き無配とさせていただきたいと存じます。株主の皆様には、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 対処すべき課題

繊維事業が早急に取り組むべき課題としては、更なる生産の効率化・合理化を遂行し、収益改善を図ることです。その具体策として、下記の3点を最重要課題として取り組みます。

① 効率的、効果的な生産体制の構築

多品種・小ロット生産体制及び原着糸生産体制を構築し、更なる高付加価値化・増産体制化

を実施いたします。

② 技術の継承及び意識改革

個々人の技術の向上と社員全員の情報共有化を図り、品質向上に一丸となって取り組んでまいります。

③ 高機能繊維糸・高付加価値糸の開発

定番商品は価格的に競争力がないため、防護衣料・特殊用途向けの商品開発が急務であり、様々な素材を組み合わせることで独自商品の開発を進めてまいります。

環境事業につきましては、「カラム」の商品認知をすすめることが喫緊の課題であります。北陸先端科学技術大学院大学との共同研究の解析データをもとに、お客様のご理解をより高めるとともに用途開発を図り、営業活動に取り組んでまいります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

単位：百万円（未満切捨）

区 分 \ 期 別	平成24年度 第90期	平成25年度 第91期	平成26年度 第92期	平成27年度 第93期 (当連結会計年度)
売 上 高	448	397	439	470
経常利益（△損失）	△51	△28	△9	1
親会社株主に帰属する当期純利益（△純損失）	△48	△10	△676	5
1株当たり当期純利益（△純損失）	△3.95円	△0.84円	△54.75円	0.41円
純 資 産	1,091	1,096	462	450
総 資 産	2,001	1,987	1,335	1,261

（注）「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益（△純損失）」を「親会社株主に帰属する当期純利益（△純損失）」としております。

(6) 主要な事業内容

事業部門	主 要 製 品 名
繊維部門	産業資材用ポリエステル短繊維・アラミド短繊維
環境部門	水質浄化システム、省エネルギー装置

(7) 主要拠点等

当社本社	石川県白山市福留町201番地1
松任工場	石川県白山市福留町201番地1

(8) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
57名	△8名	41.9歳	7.3年

(注) 使用人数が前期末に比べ8名減少しましたのは、通常の自己都合退職者にあわせて、技能実習生の減少によるものです。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
キタボー興産株式会社	10百万円	100%	紡績事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社北國銀行	499百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 54,631,000株
- ② 発行済株式の総数 12,352,100株
(自己株式558,900株を除く。)
- ③ 当事業年度末の株主数 1,544名
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社石川製作所	1,154千株	9.34%
直山 秀人	932千株	7.54%
本多 俊昭	507千株	4.10%
帝人株式会社	500千株	4.04%
株式会社北國銀行	450千株	3.64%
北日本紡績取引先持株会	425千株	3.44%
株式会社サクシード	318千株	2.57%
CBHK-PHILLIP SEC (HK) LTD-CLIENT MASTER	313千株	2.53%
ホライズン株式会社	290千株	2.34%
日本証券金融株式会社	244千株	1.97%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(558,900株)を控除して計算しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率のパーセントは小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
仲治 文雄	代表取締役社長	
栗林 昭典	取締役営業部長	
西川 康一	取締役総務部長	
直山 秀人	取締役相談役	キタボー興産株式会社 代表取締役社長 株式会社リック・コーポ レーション 代表取締役社長
森近 慶一	取締役	株式会社石川製作所 取締役企画管理部門長兼 開発部門長
北島 勉	取締役	有限会社ケイティコーポ レーション 代表取締役社長
大杉 幸正	常勤監査役	
北川 邦昭	監査役	
松栄 裕希	監査役	
宍網 大介	監査役	弁護士

- (注) 1. 取締役森近慶一氏及び北島勉氏は、社外取締役であります。
2. 監査役北川邦昭氏、松栄裕希氏及び宍網大介氏は社外監査役であります。
3. 監査役宍網大介氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 取締役森近慶一氏の兼職先である株式会社石川製作所との間に重要な取引その他の関係はありません。
5. 取締役北島勉氏の兼職先である有限会社ケイティコーポレーションとの間に重要な取引その他の関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	10,360千円 (840千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	5,040千円 (1,440千円)
合 計	13名	15,400千円

(注) 上記には、平成27年6月26日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名が含まれております。

(3) 社外役員の名な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	森近 慶一	平成27年6月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会5回の全てに出席し、株式会社石川製作所の取締役として培った見識から適宜発言を行っております。
	北島 勉	平成27年6月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会5回の全てに出席し、繊維業界において培った経験・見識から適宜発言を行っております。
監 査 役	北川 邦昭	当事業年度開催の取締役会7回中の6回及び監査役会7回の全てに出席し、出身分野である石川県の産業政策遂行にて培った幅広い知識・見地から適宜発言を行っております。
	松栄 裕希	当事業年度開催の取締役会7回及び監査役会7回の全てに出席し、出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から適宜発言を行っております。
	岩網 大介	当事業年度開催の取締役会7回及び監査役会7回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

9,300千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

9,300千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当社を継続して監査しており、監査品質、監査効率において満足できる成果がでていること及び前事業年度の実績と当事業年度の計画を比較して監査内容、監査工数、報酬単価が妥当であると認め同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人による経営管理体制をとっております。取締役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために担当する部署の内部統制を整備するとともに必要な諸規則を制定し、周知徹底を図るとともに取締役会規則を遵守しております。また、グループ会社においても必要な諸規則を制定し、重要事項の事前承認や報告を受けることにより業務の適正を確保しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

代表取締役は、管理本部を管掌する取締役を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規定に基づき、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体にて記録し、取締役、監査役が適切かつ確実に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理しております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険に関する規定その他の体制

当社グループの業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスク分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化しております。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役会、経営会議の各規定、組織規定等により、各取締役及び使用人の分掌と権限を定めております。

(5) 株式会社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社に対し、コンプライアンス確保、会計基準の同一性確保等グループ一体となった内部統制の維持・向上を図っております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在、監査役の職務を補助する使用人はいませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することとしております。また、当該使用人の任命・異動等人事権に関する事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保することとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項

当社グループが決定する重要事項は、監査役に報告することとし、更に内部統制室担当者が行う監査の結果、会社に損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく報告いたします。また、当社グループ会社の取締役及び使用人は当社及び当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項が生じた場合には、いつでも監査役に報告することができ、監査役は、いつでも必要に応じて当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。監査役へ報告した者に対して、報告したことを理由として人事上の制裁処分その他不利益な取り扱いを行わないものいたします。

また、監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換を行うとともに、会社の重要会議に出席し、重要な意見決定や業務執行状況を把握する。更に、監査が実効的に行われることを確保するために関連部門が監査役補助を行うこととしております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査に係る諸費用については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理することとしております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備・運用を行うこととしております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社グループは、健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、これらの勢力、団体との取引はもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶します。当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務部を対応部署として情報の集約を図り、顧問弁護士及び警察等関連機関との連携により適切に対応します。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備し、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

(1) 取締役の職務執行について

取締役は当事業年度において取締役会を6回開催し、法令及び定款その他諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

(2) 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を6回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施しております。また、取締役会及び経

営会議等重要な会議への出席や、代表取締役、会計監査人並びに内部統制室と情報交換等を行い、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(3) 当社子会社における業務の適正確保について

当社子会社に対して稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動を把握しております。一定の基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議で報告し、その業務執行を承認するなど適切な経営がなされるよう監督する体制を整備しております。

(4) コンプライアンスについて

コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告を理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価等に関し不利な取り扱いをしないよう徹底しております。

(5) 内部監査の実施について

内部統制室は、監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の内部統制監査を実施しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	110,899	流 動 負 債	563,137
現金及び預金	23,859	支払手形及び買掛金	19,691
受取手形及び売掛金	57,275	短期借入金	499,000
製 品	3,765	リ ー ス 債 務	1,659
仕 掛 品	7,007	未 払 法 人 税 等	2,380
原材料及び貯蔵品	14,779	賞 与 引 当 金	6,833
そ の 他	4,212	そ の 他	33,572
固 定 資 産	1,150,756	固 定 負 債	248,425
有形固定資産	820,222	リ ー ス 債 務	4,485
土 地	805,484	繰 延 税 金 負 債	38,429
そ の 他	14,738	再評価に係る繰延税金負債	199,501
無形固定資産	302	退職給付に係る負債	6,010
施設利用権	50	負 債 合 計	811,563
ソフトウェア	252	(純資産の部)	
投資その他の資産	330,231	株 主 資 本	△23,167
投資有価証券	320,059	資 本 金	714,000
そ の 他	10,172	資 本 剰 余 金	1,257
		利 益 剰 余 金	△680,956
		自 己 株 式	△57,468
		その他の包括利益累計額	473,258
		その他有価証券評価差額金	26,621
		土地再評価差額金	446,636
		純 資 産 合 計	450,091
資 産 合 計	1,261,655	負債・純資産合計	1,261,655

連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		470,823
売 上 原 価		359,649
売 上 総 利 益		111,173
販売費及び一般管理費		104,615
営 業 利 益		6,558
営 業 外 収 益		14,710
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	5,380	
不 動 産 賃 貸 料	6,937	
そ の 他	2,376	
営 業 外 費 用		19,862
支 払 利 息	15,840	
支 払 補 償 費	1,400	
そ の 他	2,620	
経 常 利 益		1,405
税金等調整前当期純利益		1,405
法人税、住民税及び事業税	772	
法 人 税 等 調 整 額	△4,391	△3,618
当 期 純 利 益		5,024
親会社株主に帰属する当期純利益		5,024

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	714,000	1,257	△685,980	△57,419	△28,143
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			5,024		5,024
自己株式の取得				△48	△48
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	5,024	△48	4,976
当期末残高	714,000	1,257	△680,956	△57,468	△23,167

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	57,586	433,336	490,923	462,780
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				5,024
自己株式の取得				△48
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△30,964	13,300	△17,664	△17,664
当期変動額合計	△30,964	13,300	△17,664	△12,688
当期末残高	26,621	446,636	473,258	450,091

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当連結会計年度は6百万円の営業利益を計上しているものの、償却前営業利益の水準は前連結会計年度と比較して下落しており、かつ営業キャッシュ・フローもマイナスであることから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、製造コスト・販売費及び一般管理費の更なる削減及び生産工程の効率化に取り組みながら、受注量の確保を喫緊の課題として取り組んでおります。

繊維事業につきましては、人員の若返り化を図りながら、技術のスムーズな継承及び生産効率の意識改革に取り組み、品質向上と無駄のない生産を目指して全体的な生産量増加に努めます。また、受注面では、基幹商品であります高機能糸（産業資材向け・インナー向け）の生産を確保しつつ、既存の防護衣料分野の生産品種拡大に加え、新しい分野、用途の素材を模索していきます。更に、新規取引先の開拓を進め、自社独自の商品開発も同時進行で取り組んでまいります。

環境事業につきましては、北陸先端科学技術大学院大学ナノマテリアルテクノロジーセンター助教理学博士島原秀登氏を当社の技術アドバイザーとして招聘し、共同研究を進めカラムの高機能化を図り事業発展に努めます。

しかしながら、これらの対策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数及び名称
株式会社リック・コーポレーション、キタボー興産株式会社の2社であります。
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度に関する事項
連結子会社2社とも連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
(1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるも…期末日の市場価格等に基づく時価法の
の (評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)を採用しております。
時価のないも…移動平均法による原価法を採用して
の おります。
 - ② たな卸資産
主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～45年
機械装置及び運搬具	4～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末現在の売掛債権その他の債権額等に対し、債権内容その他相手先の財政状態により、合理的に見積もった額を計上しております。

なお、この方法により算出した貸倒引当金はありませんので、計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。この結果、当事業年度に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	139,720千円
建物及び構築物	632千円
土地	716,442千円
合計	856,794千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	499,000千円
合計	499,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,013,224千円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価額及び地方税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公布した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日……………平成12年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 28,238千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

12,911,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達は、銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブ取引は、全く行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとに債権の期日管理及び残高管理を行うとともに、信用調査等を実施することによりリスク低減を図っております。

投資有価証券は株式であり、市場リスクや発行会社の業績変動リスクがあります。四半期ごとに時価や発行会社の財務状況等の把握を行い、当該企業との関係を勘案して保有意義の見直しを行っております。

短期借入金には運転資金に係る資金調達であります。

営業債務である支払手形及び買掛金については、支払期日が1年以内となっております。

また、営業債務、借入金の資金調達に係る流動性リスクは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	23,859	23,859	—
(2) 受取手形及び売掛金	57,275	57,275	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	295,907	295,907	—
(4) 支払手形及び買掛金	(19,691)	(19,691)	—
(5) 短期借入金	(499,000)	(499,000)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金
これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額24,151千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社グループは、石川県の鳳珠郡能登町と白山市上野町において、賃貸用の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
66,808	—	66,808	94,844

(注)時価の算定方法

主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

開示対象特別目的会社に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	36.44円
1 株当たり当期純利益金額	0.41円

その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

北日本紡績株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北日本紡績株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北日本紡績株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで継続して営業損失を計上しており、当連結会計年度は6百万円の営業利益を計上しているものの、償却前営業利益の水準は前連結会計年度と比較して下落しており、かつ営業キャッシュ・フローもマイナスであることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	110,275	流動負債	562,979
現金及び預金	23,236	支払手形	4,086
売掛金	57,275	買掛金	15,604
製品	3,765	短期借入金	499,000
仕掛品	7,007	リース債務	1,659
原材料	7,903	未払金	15,577
貯蔵品	6,876	未払費用	7,374
前払費用	1,747	未払法人税等	2,223
未収入金	1,171	未払消費税等	4,361
その他	1,293	預り金	908
固定資産	1,151,223	賞与引当金	6,833
有形固定資産	810,215	設備支払手形	2,700
建物及び構築物	632	その他	2,650
機械装置及び運搬具	9,693	固定資産	248,425
工具器具備品	1,111	リース債務	4,485
建設仮勘定	3,300	繰延税金負債	38,429
土地	795,477	再評価に係る繰延税金負債	199,501
無形固定資産	252	退職給付引当金	6,010
ソフトウェア	252	負債合計	811,405
投資その他の資産	340,755	(純資産の部)	
投資有価証券	320,059	株主資本	△23,164
関係会社長期貸付金	339,290	資本金	714,000
敷金及び保証金	10,172	資本剰余金	1,257
貸倒引当金	△328,766	資本準備金	1,257
		利益剰余金	△686,157
		利益準備金	178,500
		その他利益剰余金	△864,657
		従業員保護資金	13,000
		配当引当積立金	10,000
		固定資産圧縮積立金	63,046
		繰越利益剰余金	△950,704
		自己株式	△52,263
		評価・換算差額等	473,258
		その他有価証券評価差額金	26,621
		土地再評価差額金	446,636
		純資産合計	450,094
資産合計	1,261,499	負債・純資産合計	1,261,499

損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		470,823
売 上 原 価		359,840
売 上 総 利 益		110,982
販売費及び一般管理費		104,476
営 業 利 益		6,506
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
受 取 配 当 金	5,380	
不 動 産 賃 貸 料	6,937	
そ の 他	2,350	14,679
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,840	
支 払 補 償 費	1,400	
そ の 他	2,772	20,013
経 常 利 益		1,172
税 引 前 当 期 純 利 益		1,172
法人税、住民税及び事業税	536	
法 人 税 等 調 整 額	△4,391	△3,854
当 期 純 利 益		5,027

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	714,000	1,257	1,257
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩額			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	714,000	1,257	1,257

	株 主 資 本								
	利 益 剰 余 金							自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計		
		従 業 員 保 護 資 金	配 当 引 当 金 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	178,500	13,000	10,000	66,748	△959,433	△691,184	△52,215	△28,142	
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の取崩額				△3,702	3,702	—		—	
当 期 純 利 益					5,027	5,027		5,027	
自 己 株 式 の 取 得							△48	△48	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△3,702	8,729	5,027	△48	4,978	
当 期 末 残 高	178,500	13,000	10,000	63,046	△950,704	△686,157	△52,263	△23,164	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	57,586	433,336	490,923	462,780
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩額				—
当 期 純 利 益				5,027
自 己 株 式 の 取 得				△48
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△30,964	13,300	△17,664	△17,664
当 期 変 動 額 合 計	△30,964	13,300	△17,664	△12,685
当 期 末 残 高	26,621	446,636	473,258	450,094

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度まで継続的に営業損失を計上しており、当事業年度は6百万円の営業利益を計上しているものの、償却前営業利益の水準は前事業年度と比較して下落しており、かつ営業キャッシュ・フローもマイナスであることから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、製造コスト・販売費及び一般管理費の更なる削減及び生産工程の効率化に取り組みながら、受注量の確保を喫緊の課題として取り組んでおります。

繊維事業につきましては、人員の若返り化を図りながら、技術のスムーズな継承及び生産効率の意識改革に取り組み、品質向上と無駄のない生産を目指して全体的な生産量増加に努めます。また、受注面では、基幹商品であります高機能糸（産業資材向け・インナー向け）の生産を確保しつつ、既存の防護衣料分野の生産品種拡大に加え、新しい分野、用途の素材を模索していきます。更に、新規取引先の開拓を進め、自社独自の商品開発も同時進行で取り組んでまいります。

環境事業につきましては、北陸先端科学技術大学院大学ナノマテリアルテクノロジーセンター助教理学博士島原秀登氏を当社の技術アドバイザーとして招聘し、共同研究を進めカラムの高機能化を図り事業発展に努めます。

しかしながら、これらの対策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法に基づく原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法に基づく原価法を採用しております。

たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～45年
構築物	10～35年
機械装置	10年
車両運搬具	4年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………期末現在の売掛債権その他の債権額に対し、債権内容その他相手先の財政状態等により、合理的に見積もった額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。この結果、当事業年度に与える影響はありません。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	139,720千円
建物及び構築物	632千円
土地	716,442千円
合計	856,794千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	499,000千円
合計	499,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,013,224千円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価額及び同第2条第4号に定める地方税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公布した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

- ・再評価を行った年月日……………平成12年3月31日

- ・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 28,238千円

子会社との取引高

売上原価	— 千円
営業取引以外の取引高	— 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	558,900株
------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生原因は、固定資産圧縮積立金及びその他有価証券評価差額金であります。

リース取引に関する注記

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、紡績設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	名称	議決権等の所有割合(%) (注1)	関係内容及び取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末金額(千円)
子会社	㈱リック・コーポレーション (注2)	25 (5) [75]	当社より資金援助を受けております。 役員の兼務等… 3名	145	関係会社 長期貸付金	229,589
子会社	キタボー興産㈱ (注2)	100 (—) [—]	当社より資金援助を受けております。 役員の兼務等… 4名	3,486	関係会社 長期貸付金	109,701

- (注) 1. 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数、[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。
2. ㈱リック・コーポレーション及びキタボー興産㈱は、現在清算手続き中であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	36.44円
1株当たり当期純利益金額	0.41円

その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

北日本紡績株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北日本紡績株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前事業年度まで継続的に営業損失を計上しており、当事業年度は6百万円の営業利益を計上しているものの、償却前営業利益の水準は前事業年度と比較して下落しており、かつ営業キャッシュ・フローもマイナスであることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成28年 5月19日

北日本紡績株式会社 監査役会

常勤監査役	大杉 幸正	Ⓜ
社外監査役	北川 邦昭	Ⓜ
社外監査役	松栄 裕希	Ⓜ
社外監査役	芳網 大介	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、継続的な企業価値向上のためにコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化が重要であると認識しております。今般、当社の取締役会の監督機能の向上とコーポレート・ガバナンスの更なる強化を目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく存じますので、それに伴い所定の変更を行うものであります。また、業務執行を行わない取締役について、責任限定契約を締結することにより期待される役割を十分に発揮できるようにするため、新たに変更案第32条の規定を新設するものであります。なお、変更案第32条の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条(省略)	第1条～第3条(現行どおり)
第4条 (機関)当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 (機関)当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条～第18条(省略)	第5条～第18条(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (定員) 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第20条 (選任) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>第21条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (定員) 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は10名以内とする。</p> <p>(2) 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</p> <p>第20条 (選任) 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>第21条 (取締役の任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 (役付取締役) 取締役会はその決議により取締役社長1名を定め、必要に応じ取締役会長、取締役副社長各1名、および専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第22条 (役付取締役) 取締役会はその決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>取締役社長1名を定め、必要に応じ取締役会長、取締役副社長各1名、および専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第23条 (代表取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。</p>	<p>第23条 (代表取締役) 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。</p>
<p>第24条 (省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>第25条 (取締役会の招集) 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第25条 (取締役会の招集) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条 (取締役会の決議方法) (省略)</p> <p>(2) 当社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第26条 (取締役会の決議方法) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印して会社に10年間保存する。</p>	<p>第27条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印して会社に10年間保存する。</p>
<p>第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第29条～第30条(省略)</p>	<p>第29条～第30条(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第31条 (取締役の責任限定契約) 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める金額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (新設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> 第32条 (監査等委員会の権限) <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	
	<p>第33条 <u>(監査等委員会の招集通知)監査等委員会は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(2) <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	
<p>第31条 <u>(定員) 当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>第32条 <u>(選任) 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(2) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第34条 <u>(監査等委員会規則) 監査等委員会に関する事項は、本定款の定めるもののほかは、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p>
	(削除)
	(削除)
<p>第33条 <u>(任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(2) <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
第34条 (常勤監査役) 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。	(削除)
第35条 (監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
第36条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
第37条 (監査役会の議事録) 監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印して会社に10年間保存する。	(削除)
第38条 (報酬等) 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会によって定める。	(削除)
第39条 (監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令または本定款の定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)
第40条～第46条(省略)	第35条～第41条(現行どおり)

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

当社は、第1号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、現任取締役全員(6名)は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために2名減員し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いいたします。

なお、本議案は、第1号議案「定款の一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数 (株)
1	なかじ ふみお 仲治文雄 昭和31年7月16日生	昭和54年3月 当社入社 平成17年6月 当社取締役商品開発グループ長 平成17年10月 当社取締役生産・商品開発統括 平成21年7月 当社取締役生産統括 平成24年7月 当社取締役製造統括 平成27年5月 当社代表取締役社長(現在)	18,488
2 ※	おおすぎ ゆきまさ 大杉幸正 昭和22年9月17日生	昭和46年4月 ㈱北國銀行入行 平成11年10月 同行富山支店長 平成13年5月 当社入社 平成13年6月 当社常務取締役 平成26年6月 当社常勤監査役(現在)	44,943
3	くりばやし あきのり 栗林昭典 昭和39年7月24日生	昭和61年4月 蝶理㈱入社 平成20年2月 当社入社 平成26年12月 当社営業部長 平成27年6月 当社取締役営業部長(現在)	—
4	にしかわ こういち 西川康一 昭和48年12月24日生	平成4年3月 当社入社 平成26年12月 当社総務部長 平成27年6月 当社取締役総務部長(現在)	9,000

(注) 1. ※印は新任の候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたします。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款の一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数 (株)
1※	もと ひで ゆき 本 秀 行 昭和26年3月22日生	昭和48年4月 ㈱北國銀行入行 平成元年7月 同行香港駐在事務所所長 平成16年7月 同行監査部長 平成17年7月 アトム運輸㈱入社 取締役管理本部長 平成28年4月 当社入社 内部統制室長（現在）	—
2※	きた じま すすむ 北 島 勉 昭和25年7月25日生	昭和48年4月 蝶理㈱入社 平成8年6月 同社大阪原料部大阪原料課長 平成14年3月 ㈱ケイティコーポレーション設立 代表取締役社長（現在） 平成27年6月 当社取締役（現在）	—
3※	なた み だい すけ 宍 網 大 介 昭和51年10月20日生	平成12年4月 新日開発入社 平成19年9月 弁護士登録（現在） 平成19年9月 中山博之法律事務所（現葵総合法律事務所）勤務 平成21年7月 葵総合法律事務所所長（現在） 平成21年6月 当社監査役（現在）	—

- (注) 1. ※印は新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 本議案が原案どおり承認可決された場合、第1号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、当社と各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
4. 北島勉氏及び宍網大介氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は宍網大介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、北島勉氏の選任が承認された場合には、同氏についても独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

5. 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について

- (1) 北島勉氏は、当社経営陣からの独立性を有するほか、有限会社ケイティコーポレーションの代表取締役を務めており、その経歴を通じて培った繊維業界の経験・見識に基づき、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言・監督を行う能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、北島勉氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

- (2) 岩網大介氏は、当社経営陣からの独立性を有するほか、弁護士としての経験を通じて培った法務全般に関する高度な専門性に基づき、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言・監督を行う能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現に資することができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

なお、岩網大介氏は、葵総合法律事務所の弁護士であり、同事務所と当社とは役務提供の取引関係があります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額については、1982年6月開催の定時株主総会において、月額700万円以内としてご承認いただき、当該枠内で固定報酬を支給しております。

当社は、第1号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の規定に従い、上記の現在の報酬額の定めを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を、経済情勢その他諸般の事情も考慮のうえ、月額700万円以内と設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名であります。第1号議案「定款の一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款の一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額については、1982年6月開催の定時株主総会において、月額80万円以内としてご承認いただき、当該枠内で固定報酬を支給しております。

当社は、第1号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の規定に従い、上記の現在の報酬額の定めを廃止したうえで、新たに監査等委員である取締役に対する報酬額を、経済情勢その他諸般の事情も考慮のうえ、月額80万円以内と設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

第1号議案「定款の一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款の一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：石川県金沢市此花町6-10
金沢都ホテル 7階 鳳凰の間「西」
TEL 076-261-2111



- JR金沢駅東広場…徒歩2分
- 小松空港…直通バスで40分（金沢駅東広場ターミナルより発着）
- 北陸自動車道 金沢東IC…車で10分（金沢西ICから15分）

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
公告方法	電子公告 (http://www.ktbo.co.jp)
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の 全国各支店で行っております。
上場金融商品取引所	東京証券取引所 市場第二部